

## 第2回小田原市学区審議会会議録

- 日 時 平成23年9月5日（月）午後3時30分～午後5時50分
- 場 所 市役所 602会議室
- 出席者
- ・小田原市学区審議会委員  
石川委員（会長）、宮原委員、廣井委員、大輪委員、堀委員、木村委員、  
栢沼委員、江島委員
  - ※ 欠席委員：葉養委員（副会長）、佐宗委員、武藤委員
  - ・オブザーバー  
中畑片浦小学校総括教諭
  - ・事務局（小田原市教育委員会）  
三廻部教育部長、佐藤教育部副部長、西村教育指導課長、  
栗畑指導・相談担当課長、阿部教育総務課副課長、甕教育総務課主任
- 傍聴者 0人

### ○会議内容

- 1 開会
- 2 第1回小田原市学区審議会会議録の確認
- 3 議題

事務局から今後の審議会の進め方等を説明。

（1）片浦小学校の通学区域のあり方について

ア 片浦小学校の通学区域の変更について

<質疑内容>

栢沼委員 前回の資料2の諮問内容に教育委員会としての考え方が書かれていますが、「片浦小学校の通学区域を市内全域とし」の部分の確認ですが、「一定の条件」に、例えば前回も出ていました通学手段や時間等の条件、制限を加えていくのか、それともそういうのは一切なしでこの諮問どおりに通学区域の市内全域としてもっていくのか、確認をお願いしたいと思います。

石川会長 事務局で考えていることはありますか。

事務局 教育委員会としましては、基本的には通学区域を市内全域に拡大したい

と考えています。ただし、ご指摘のように、市内も広いので、一定の条件を付けるという審議会の御意見がまとまるようであれば、そういった条件も検討したいと思います。

堀委員

私としては、教育委員会で考えている小田原市全域からというのには賛同したいと思います。ただ、今の議題とも絡んでくると思いますが、前回の会議の中で、例えば早川小学校区の方が電車を使って城山中学校に行ったほうが便が良いということで、意図的に片浦小学校に進学を希望するケースも懸念されるような意見が出ていましたが、そういったことに歯止めをかける意味で、指定変更許可基準の内容や面談をするということでしたので、その段階でスクリーニング方法が徹底されるのであれば良いと思います。

前回発言しましたが、特認校は小田原市で1校目ということになりますし、特認校の制度は、片浦地区ひいては小田原市の活性化につなげていく可能性を持っているように思いますので、場合によっては、ある程度、片浦の特認校の制度が成功して、「小田原ではこういう視点で小中学校教育をやっている」ということが、良い方向に伝播していけば、近隣市町からの住民の流入も期待できる可能性もあると思います。将来的にはそういったことも踏まえて、特認校制度は市の活性化にも利用すべきものだと思いますので、そこを考えると、遠方地区からの通学という問題もありますが、特定の学区ということで制限を設けるのではなく、小田原市全域で考えていければと思います。

江島委員

先ほど、小規模特認校制度の実施ということで、市内全域とすることに賛成との御意見がありました。私としても基本的には賛成ですが、ただ、それをやったからといって児童数増加になるかどうかという話は、また非常に難しい問題だと思います。ただ単に、児童数増加のためだけに特認校にしますというのではないと思います。「学校と地域が連携した特色ある学校」とありますが、教育委員会が、それをどのような学校をイメージしているのか。それによって、特認校制度で、是非そのような学校に行ってみたい、その学校で勉強したいということが出てくると思いますので、そこが非常に大きな問題だと思います。

それと同時に、学校と地域と連携したという中で、学校運営そのものに対して、教育委員会がどのような形を考えているのか。ただ単に学校に任せるよ、地域に任せるよといったことではないと思いますので、その辺の方向性やイメージをお聞かせください。

事務局

まず、学校と地域が連携した特色というのは、すでに各校が「未来へつながる学校づくり事業」で具体的な特色を打ち出しています。片浦小学校の特色については、今あるもので十分特色あるものだと思いますが、それが市内全域に伝わっていないために、片浦の良さが知られていません。教育委員会としては、片浦の良さを宣伝していく方策を検討していきたいと思います。

また、他の小中学校も特色を持っていますので、その特色を踏まえながら、片浦小学校に行かせたいという希望がある時に、自分の学区の学校の特色と比較できるようにすることも必要だと考えています。

学校運営については、学校の特色の中に、外国語活動というのがあれば、ALTを他校よりも多い日数配置したりするなど、さらに片浦小学校の現状を伸ばしていくように、教育委員会としてバックアップしていけるような体制をとっていききたいと思います。

江島委員

言っていることは分かりますが、私の聞きたいこととは違います。それぞれの学校に特色があって、学校の特色を宣伝していくというのは、その通りだと思いますが、片浦小学校がある一定の子どもたちにとって、非常に魅力があるということを、どのような形で教育委員会が目指そうとしているのか。特認校制度は、今こういった特色があるから、それを宣伝すれば良いといったものではないと思います。

もう1つは、学校と地域が連携したといいますが、どのような学校でも、行政と地域と教職員がいて、子どもがいる、保護者がいるというのは同じです。それ以外に、もしかしたら支援してくれるような人が出てくるかもしれません。そのような人たちと、良い学校をどのように作っていくのか。例えば、地域の運営委員会をつくってやっていこうとか、そういった意図があるのかどうか。将来的な学校像を教育委員会としてどのように考えているのか、伺いたいです。

事務局

片浦小学校では、小規模特認校に向けて、地域協議会を立ち上げています。それには、教育委員会もメンバーとして入りながら、地域の方と学校との連携を探っているところです。

将来的には、片浦小学校以外にも市内には他に児童数の少ない学校、曾我小学校や前羽小学校もありますので、小田原市としては閉校や統合を考えるのではなく、今ある学校をどのように活かしていけるのかを考えています。そのため、地域との連携については、教育委員会としてもバックアップするための方策を考えていきたいと思いません。地域の方の、学校を残したいという思いを教育委員会として、何ができるのかを模索しているところです。地域の方々の発掘、市全体の構想の中での1つが片浦小学校だと思っています。

宮原委員

4月からこの制度を始める予定で進んでいると思いますが、今協議していますというのでは遅くはないかという気がします。

江島委員

説明されたことは良く分かりますが、私が言いたいのは、特色ある学校というのは当然の話ですが、教育委員会として、今までのような学校運営を考えながら特色を出していくのか。そうではなくて、もっと別の形で、学校は先生だけのものだ、先生と保護者だけのものかということではなく、地域、学校、子ども、保護者、他の方々が入ってくるかもしれませんが、こうした方々が学校運営に関わっていきながら、より良い学校を目指そうというようなことを教育委員会が考えていて、片浦小学校の小規模特認校というものをその一つの突破口として考えているのかといったことをお聞きしたかった。

栢沼委員

江島委員は学校運営協議会のことをお話しされていました。現在、全国的に、学校運営に地域や保護者が参加している事例がいくつも出ています。小田原市として、教育委員会主導の学校との関係から、少しずつ地域主導の学校運営協議会といった方向を将来的に見据えているのかどうか。もっといえば、現在、学校長には、人事権、予算権がまだないと思います。検討すべき事項として、片浦小学校を他の学校と違った面で、小田原市の中では学校運営上、1つのモデルとして、児童、保護者、教職員にとって、他校よりメリットがある方向として、そういった切り口もあるかと思いま

す。教育委員会が、どのようにお考えかを聞ければと思います。

事務局

学校運営協議会については、教育委員会として進めていくかは決まっておられません。教育長の考えもあると思いますが、地域を巻き込んで学校を運営していくというのは、全国的な流れだと思います。江島委員から、教育委員会が学校運営にどのように関わっていくのかというご質問をいただきましたが、現時点では不明確であります。教育委員会としての方向性としては、学校の統合については考えていないという程度しか、御説明できません。

また、先ほど宮原委員から、4月からスタートするのに、協議するのが遅すぎるといった御意見もおっしゃるとおりですが、だからといって、1年先延ばしにするよりも、まずは取り組んで、制度を実施したけど来ないということも想定されますので、来ないのはなぜかといった検証を早くしたいがために、24年度から始めていきたいと考えています。

宮原委員

校長先生の裁量が他の学校とは違うように計画されているのでしょうか。と言いますのは、例えば会社組織の中で、マネージャーがその組織を良くするためには、持っていないとてはならない権利、責任が必要です。1つは人事の裁量、2つ目はその組織に関わってくる予算の裁量、3つ目はテーマについて、3つの権利と言いますか、3つのパワーをもらわないと、組織を良くしようとするのが普通はできません。片浦小学校は他の学校に比べて、特殊な発展する形を狙っていることでしたら、マネージャーである校長に付与されるパワーがないと、今までと全く同じでしたら、校長先生も困ってしまうと思いますが、教育委員会はその辺りをどうお考えかお聞きしたいです。

事務局

特認校制度実施にあたって、校長の裁量については、基本的には予算等、特別な取り組みのテーマについての支援という部分では、教育委員会としては、校長の意見を反映していくような形で取らせて頂きたいと考えています。ただし、職員の人事に関わることについては、市全体を見渡しながら配置しています。また、現に、未来へつながる学校づくり事業では、各校が学校の特色をどのように出したいか企画し、それについて予算を配分していますが、片浦小学校については、特認校を見据えたテーマでやって

いますので、ご希望に添える最大限のものを考えさせていただいています。例えば、金管バンドを特色の1つとして伸ばしていくということであれば、指導力を持っている指導者を派遣するようなことを考えております。現に予算の関係では、今年度から来年度の特認校実施を見据えていましたので、特色ある取り組みができるような予算の希望をいただいております、少なからず予算を付けさせていただいている状況です。

宮原委員 特段、片浦小学校の校長の裁量は増やしません。希望があった時には教育委員会として配慮しますという認識でよろしいでしょうか。

事務局 今の時点では、人事、予算面はできるだけ配慮させていただくような状況です。

廣井委員 通学区域の問題ですが、私は市全域を対象としていただきたいと思います。あとは保護者の判断になるかと思います。

大輪委員 まず1つは、片浦地域が、片浦小学校のあり方についてどういう考え方を持っているのか、まだ理解できていないと感じています。

また、学校の特色について、前回、片浦小学校長からお話いただきましたが、今ある活動に加えて何か特色をといた時、地域の産業等を取り入れた教育が、特色として出ることを期待したいと思います。

もう1つは、片浦中学校の時もそうでしたが、行政が、片浦小学校に行きたいと思わせるものを何かやらないと、増える方向は見出せないと思います。増えるということになれば、片浦地域に住みたいとか、こういうところで子育てをしたいとか、そう思わせるようなものが見えないと、なかなか子どもの数が増えていく方向にはいかないのではと感じています。その方向については、各委員のお話の中でいくつかの提示がありましたが、「片浦はこういう良いところがある」といったことが表立って出ていないなという気持ちを持っています。私も片浦の地域にもお世話になった経験もありますので、ぜひ地域がもっと盛んに、今まで以上に活性化されることを期待します。

行きたい理由が、城山中学校に行きたいということになるのは、審議会としては一番まずい方向だと思います。そうではないことを見い出せるといいなと話を伺っておりました。

木村委員 教育委員会は片浦小学校の特色を「地域と連携した学校」としてはいますが、我々も地域に戻れば、地域の学校を大事にしたいというのは、皆さん同じだと思います。そこをどのようにして、片浦小学校に児童を集めるのか。前回も言ったように、地域と学校は本当に密接です。教育委員会よりも我々の方が学校と密接だと思います。

児童数を増やしていくには、本当に片浦小学校が良いといった特色がない限りは、いくら募集したとしても行かないと思います。市内全域を対象とすることについては、やぶさかではないですが、どのように児童を集めていくのが課題と思います。

前回、1年目、2年目では集まらないだろうとの話も出ていましたが、審議会として考えたことですので、1人でも2人でも片浦小学校に行ってもらわないと困ります。片浦小学校に来てもらうような方策をもっと考えないといけないと思います。片浦小学校も地域に密着していた学校ですが、どの小中学校も地域に密着しているのは同じです。そこからどのように児童を引っ張ってくるのが難しいと思います。

石川会長 議題（1）ア 片浦小学校の通学区域の変更についての採決に入ってもよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<出席者全員賛成>

#### イ 指定変更許可基準の変更について

事務局から指定変更許可基準の変更についての内容を説明。

<質疑内容>

江島委員 片浦小学校から城山中学校に行くのはある意味当然と思いますが、先ほど大輪委員が言われたように、それが単に城山中学校に行くだけのものになってしまうと困ると思います。市内の中学校は全て同じで、城山中学校になぜ行きたいのかはよく分かりませんが、それだけというのは困ります。それなら、どういう条件の人がいけるのか。片浦小学校に入る時にも、一定の条件が必要になると思いますが、どのように考えるのが難しいと思います。

石川会長 片浦地区は中学校が既に閉校になっていることから、他地区にある城山

中学校に通学しています。片浦地区自治会連合会、PTA等から教育委員会へ要望書が出ていますが、これは学校の問題だけでなく、基本的には地域の活性化のことも根底にあると思います。これまで、皆さんからのご発言がありましたように、その前提なくしては、あまり審議する意味もなくなってくるのではなかろうかと思えます。どこでどういう歯止めをかけたらいいかということが必要になってくると思えますので、それらを踏まえて、各委員からご発言いただきたいと思えます。

廣井委員 前回の資料13ページの指定変更許可基準表(案)ですが、網掛けより上の1から9の部分は現在あるものですよね。9の下の追加案に「城山中学校に進学を希望する場合」とありますが、希望しない場合は、居住地の中学校に進学するという事でよろしいでしょうか。

私の中に「城山中学校に行きたいがために片浦小学校へ」との考えはなく、前回、そういうことが起きうることを初めて知りました。保護者が城山中学校に行かせたいということはよくあるのでしょうか。

大輪委員 来たいという考えの中で、城山中学校に来ている子がいるのは事実です。

石川会長 地元の保護者はどのような考えを持っているのでしょうか。

中畑教諭 片浦地区は城山中学校の通学区域になっていますので、全員が城山中学校に進学します。

栢沼委員 この案では、「片浦小学校の在籍が1年以上の場合に限る」としています。他地区の小学校から6年生になる時に片浦小学校に転校して、1年間経た後、普通に行けば城山中学校。でも、必ずしも城山中学校に行かなくても良い。転校前に通っていた小学校から行く中学校に戻る選択肢も含めた枠組みと考えてよろしいでしょうか。

木村委員 地元としては難しい問題ですね。逆に、特認校で片浦小学校に行った児童は城山中学校に進学することにしないと、途中で地元に戻ってきても困るのではないのでしょうか。

栢沼委員 その選択については、最終的には保護者が中学校をどこに行かせるか判断すれば良いと思えます。

本来できれば、自分の学区の小学校よりも、片浦小学校がこういう学校で、保護者も子どもそういう教育を受けさせたいから小学校1年で片浦小



学校へ入学するといったことが一番良いと思います。そのためにも、先ほどこから出ているように、片浦小学校の魅力が必要です。学校の特色は各校それぞれあって地に着いたものをやっています。その中でも、前回、片浦小学校長がおっしゃった外国語活動を中途半端でなく、アメリカンスクールとまでいなくても、片浦小学校に行けば語学力や表現力が身に付く、片浦小学校に行けば学力面、特に外国語が堪能になる等といったメリットを前端的に押し出していく。教育委員会も他校よりもふんだんに予算をつけて、英語力で名前を売っていくみたいなことをしないと。教育委員会が思い切ったところを出していかないと、行きたい、通わせたいといったところに直結しないと思います。

事務局 栢沼委員のおっしゃったことも想定に入っていますが、片浦小学校が通う城山中学校は4つの小学校から行きますので、城山中学校の英語教育が困ってしまうという恐れがあります。だからといって、そこをなくすと特色ではなくなりますので、そのバランスが難しいです。これだけすごいということを出さないといけないとは承知しています。ただ、現実的にやろうとすると、某私立小学校では社会も音楽も体育も英語で授業しているところがありますが、そこは小中一貫校だからできることであって、他の小学校との関わりがあると難しいと考えています。メリットもあるが、デメリットもあり、バランスが難しいと感じています。

栢沼委員 一番良いのは小田原市立の小中一貫校が可能であれば、そういうことは思い切って出来ますし、売りになりますね。

事務局 片浦中学校がもう一度戻れば、小中一貫校ができればこうしたことも出来ると思っています。

宮原委員 中学校が閉校する前に何故早くやらなかったのか。

江島委員 学校の特色とは何なのか、教育委員会内でその辺の議論ができていますか。

これは公立学校とは何かということとも結びついてきます。私は特色というのは、英語中心とかそういうことではないと思います。堀委員も言われていましたように地域の活性化が非常に大きな問題になると思いますが、「公立学校とは何か」を考えた時に、これは20年位前からアメリカで動

いてきた問題なのですが、公立学校は地域のコミュニティをどういう形で活性化していくか、また、子どもたちにコミュニティとは何かを教える場で、公立学校はそのためにある。そうした時、公立学校はそのための特色をどう出すのか。これが大きな問題だろうと思います。単に、何かの教科を強化したからといって、その学校の特色ではないと思いますので、先ほどからそういう意味で、地域の運営委員会があるのかどうか、そこまで議論したかどうかについて聞きました。地域の人も大事ですが、やはりそこに行かせたいという保護者の考えをどのように取り入れるかが非常に大きな問題になると思います。そこを議論しないで、一定の条件といわれても、それはどうなのかと思います。

そういうことで、城山中学校には4つの小学校から来るのに、1つの小学校だけにすごい特色があって、他の学校がそうでもない時に、中学の先生も困ると思いますし、一番困るのは子どもたちだと思います。

宮原委員       ある特定の教科だけを、例えば英語だけをしっかりやるというのはおかしいと思います。必要なのは、問題を見つけて、問題を解決する子どもに育てることが教育の一番の目的だと思います。それをやれば中学に行っても高校に行っても伸びますし、それが基本で、どのようなやり方をするかは、たぶんアイデアだと思います。片浦小学校の計画の中でも、問題発見と問題解決を延ばすにはこういうのがあるというのであれば、それが良いと思います。英語だけの話だったら私立学校に行けば良いので、学校の特色としてやるのはおかしいと思います。

栢沼委員       片浦として、地域の特色を出すというのは、実際どういうことになるのでしょうか。地域産業といっても、田植えや米の収穫までなら、どの学校でもやっています。その中で片浦だからといって特別なことがあって、市内全域の親に響くのかということだと思います。校長先生が言われたことを1つのリーフレットなりにしてPRのために出した時に、どの部分に食いついてくるのか。片浦小学校に行きたいと思わせることが、そこが一番重要な部分だと思います。

石川会長       片浦地区の諸団体から教育委員会へ要望が出ていますが、片浦地区から教育委員会に一番の狙いとして言っていることは何でしょうか。

事務局 小田原に住んでいると、山、海、川が当たり前のようであって、自然については良さが分からないと思いますが、その中でも特に片浦小学校には、東洋のリヴィエラと称される豊かな自然環境があります。市内に住んでいると分かりづらいのですが、東京のような都会に住んでいると大きな魅力になるのではと思います。

また、大規模校では味わえない小規模校ならではの教育の良さが挙げられると思います。今ある片浦小学校の特色では、金管バンドや、地産池消とまでいかないまでも片浦地区で採れたものを食材の1つとして入れるようなこともやっています。ただ、片浦小学校の給食は給食センターで作っていますので、きちんとやるとなると、学校に調理施設を作らなくてはならない等、難しい面があります。

木村委員 小田原の人間に自然の良さを言っても、どこでも同じだと思います。この条件でどのようにやっていったら良いのか。

石川会長 先ほど話にもありましたが、理想としては、閉校した中学校を戻せば全ての解決になるように思いますが。

江島委員 幼小中一貫の11年でこういう特色があるとすれば良いのですが、これはなかなか難しいと思います。片浦小学校の特色については、ここで議論しても、我々も分かりませんし、地域の方が何を目指しているのか、保護者が何を求めているのか分かりません。特色を出していくのに一番大事なのは、校長先生を中心として、アイデアがどこまで出るかということと、それをどこまで教育委員会がバックアップしていくのかだと思います。公教育として色々な制限がありますが、どこまで教育委員会がやっていけるのか。

また、地域の活性化は教育だけの問題ではないと思います。行政がどのようにして横の連携を出していくのか。特色をどのようにつくるかは難しい問題だと思います。

石川会長 3回の審議会で答申を出すのは、非常に過酷なスケジュールですね。

栢沼委員 確認ですが、諮問にありますように、「一定の条件のもと、城山中学校に通学を認める」との基本路線は賛成ですが、ここでいう条件はこれから検討すべきことでしょうか。一定の条件を「1年以上」と指定変更許可基準

表にはありますが、このほかにありますか。

事務局 「1年以上」というのは、あくまで教育委員会の例示として出しています。委員の皆様から、教育委員会に任せるといったことでもよろしいかと思えますし、具体的に御意見があれば、いただきたく思います。

石川会長 無条件というわけにはいかないと思いますが、私としては、1年間ということだと、城山中学校に入学させるためにという理由で制度を利用されることは、本来、片浦地区の人が求めている人口増加や定住化には好ましくないと考えます。その点も踏まえて議論していく必要があると思います。

また、あくまで、現在の保護者と学校の要望なのか、地域住民そろっての願いなのか、よく分かりかねる点もあります。私としては、校長なり、地域の代表者に意見を参考に聞く機会もあっても良いのではないかと考えています。

江島委員 ここに書いてある「一定の条件のもと」というのは、指定変更許可基準表（案）の追加案の「1年以上」だけなのか、ほかの内容も考えているのでしょうか。

事務局 全国の事例を参考にすると、年数については様々ですので、柔軟な対応は可能です。年数以外では、片浦小学校の通学区域変更のところに重なりますが、小学校の通学区域を変更する条件として、時間、距離等の条件や他の小規模校への配慮があるところもあります。また、これまで認めている指定変更許可基準との兼ね合いも考えなくてはならないと思います。

堀委員 指定変更許可基準表（案）に追加案とありますが、この内容を読んでいると、小規模特認校である片浦小学校を卒業して城山中学校に行きたい、といったことが見え隠れします。前回からの話を聞いていると、本音と建前があるのか分かりませんが、片浦小学校では小規模を活かした個の教育をしたいという意見が多いと感じます。行政として、これを保護者にアピールして、保護者が片浦小学校に入学させたいと思った時のスクリーニングの基準があるのだと思います。特認校に対して魅力や特色に共感をもって行きたいと思い、特認校入学を申請したら、どういう基準で選ぶのか。基準が分からないと、親としては、どういう基準で選ばれるのかが分からないといけないと思います。

先ほどから話が出ていますように、城山中学校に行くための片浦小学校であってはならないし、片浦地域の活性化のこともあります。前回、閉校になっている片浦中学校を復活させるビジョンはないのか等、市としての片浦地区に対する将来的なビジョンをお伺いしましたが、そういうことを含めて考えた時に、親から選ばれる片浦小学校、小規模特認校であるべきだと思いますし、これが皆さんがおっしゃっている学校の特色ではないかと思えます。

やろうとしていることと、指定変更許可基準との内容にギャップがあるように印象を受けました。親として、子どもを片浦小学校に行かせたいと教育委員会に申請を出した時に、どのように選抜されていくのかという基準を保護者にアピールしていかないと。そのアピールが片浦の特色なり、地域の活性化に繋がっていくのではないかと思えます。

事務局

特認校入学については、あらかじめ片浦小学校長と面談した上で、教育委員会に申請してもらうこととなります。その目的の1つは、城山中学校に進学するための方便として片浦小学校に行きたいというお子さんは排除していくこと。また、地元の大規模校ではなじめないお子さんが、小規模校で個の教育を受けて、非常に伸びるお子さんを歓迎したいと思えますが、学校の規模の関係から、対応可能な範囲内で個別にご相談させていただくことになると思えます。また、小規模という点をセールスポイントにしたいと思っておりますので、地元のお子さんを含めて1クラス15人を越える希望があった場合には、抽選か面談の結果で優先順位を付けるかなど、何らかの方法での選抜させていただきたいと考えています。

事務局

片浦小学校で小規模特認校の制度を導入しますと、市内全域から通学できることとなりますが、それは指定変更許可基準を見直してということではありません。ここで指定変更許可基準を変更するのは、片浦小学校に行った児童が中学進学の際にどうするかという基準でして、市内全域から通学できることについての変更は、指定変更基準の見直しではなく、規則を改正して、市内全域から通学できるような形にしたいと考えています。

江島委員

実際の話、例えば、学校になかなか馴染めない子が今の指定変更許可基準に「教育的配慮」があって、他の学校で受け入れる可能性もある。何も

片浦小学校に行かなくてはならない訳ではない。片浦小学校に行かせるということについての意味を説明してください。

事務局            そういった場合に、確かに、現在の指定変更許可基準の範囲内でも対応可能ですが、ただそれはあくまで「特別な事情がある」ということを認めただ上で変更していますので、保護者にしてみれば、それをクリアすることは心理的にもハードルが高いのではと考えています。通学区域を市全域にすることによって、非常に深刻な状態までいかないけれど、児童の特徴を伸ばしてあげるには、数百人規模の大規模校より小規模校で学ばせてあげたいという保護者の希望を受け止めたいと考えています。

栢沼委員            小規模校の教育を希望するのはいいと思いますが、城山中学校へ行きたいという理由での歯止めはどのように判断していくかが難しいと思います。基準で「城山中学校に希望する場合」とあるのに、城山中学校へ行きたいという理由で片浦小学校へ入るのが駄目というのは、少し分からない感じがしました。この基準が大丈夫なのかなと、解釈の仕方が不安ではありません。

事務局            指定変更許可基準にある「片浦小学校を卒業して、城山中学校へ進学を希望する場合」についてという特例は、あくまで片浦小学校で学んだ友達と一緒に中学校へ進学したいという願いを叶えるための基準であり、城山中学校へ入学したいがために、片浦小学校へ行くことを想定して許可基準を設けたいわけではありません。

宮原委員            城山中学校へ行きたいために、片浦小学校へ行くというような人はいるのでしょうか。

堀委員            私が知っている限りですが、とある学校の一部のお母さんで、小田原にいたら三の丸小学校に入って城山中学校に行くのがある意味ステータスです」と仰っている方がいるのも事実です。現に三の丸小学校区であることを売りにして、マンション等が販売されている事例もありますし、前回、城山中学校は第一中学校だから人気があるのではないかといった話もありました。城山中学校がある意味ステータスになっていることは否定できないと思います。その意味で皆さんが危惧されているような、城山中学校へ進学のためのステップで、通常であれば三の丸小学校区なりに転居しなけ

ればいけないものが、小規模特認校を理由にしてということをおある程度想定すべきだと思うので、小学校へ入る段階でのスクリーニング、きちんとしたガイドライン・基準を作らないと、歯止めが利かないのではないのではと思います。

大輪委員 城山中学校では、指定変更で学区を変えて通学している生徒が60人以上います。それが指定変更許可基準1～9までのどこかに該当しているという実態があり、学校としては、通学や家庭訪問等、多岐にわたって心配な材料がたくさんあります。

特に登下校については、片浦地区が一緒になっただけでも、学区が広がり、通学の心配が増えました。電車通学で、風が強くなるとすぐに電車は止まりますので、その間に保護者に届けなくてはいけない。そういう問題も含めていくと、指定変更の基準は色々と配慮したのに、配慮されていることが本当に配慮の中であればいいけど、それが逆にある目的に使われてしまっている状況になると、この指定変更が仇になっていくと思います。

実際に子どもたちを見ていて、指定変更の信頼度は正直いって、あまりありません。本当にこの子がこの条件で来ているのかと疑いを持たざるをえないケースが非常に増えているのは事実です。堀委員のお話にありましたように、1つ1つに精査をかけた基準をつくっていかないと、悪用されていく方向であると思わざるをえません。

廣井委員 この指定変更許可基準表は一般の人が普通に見られるようなものでしょうか。

事務局 小田原市のホームページにあり、教育委員会の窓口にも常に置いてあります。

廣井委員 そうなると特認校卒業という一文は誤解を招きやすい文章だという感じがしますね。逆の取り方もできて、許可情報だなという印象があります。

流れとしては自然なことを行っているのが良く分かります。片浦小学校へ行ってその学校の指定学区である城山中学校に進学するという、こういうふうな1文に書いてあると単純に捉えれば問題ないと思います。指定変更許可基準がないと、そのようなルートがないのであれば、これは指定変更許可基準に加えるべきことだと思います。

- 栢沼委員 指定変更許可基準表(案)の1～9までの具体的な内容の表記を見ると、このトーンと「特認校卒業」の具体的な内容の表記とが温度差があります。
- 例えば、前回、副会長より他市の紹介がありましたが、特認校をやっている市町村は、指定変更許可基準にこういった具体的な内容の表記をされているのでしょうか。特認校という許可基準としては、こういう表記がどこの市町村もあって、一般的なののでしょうか。他市町村はどういった表記にしているのでしょうか。
- 事務局 皆様に他市の事例を資料としてお示ししておらず、申し訳ございません。全国的には、条件をつけているところや、逆に居住地の学校で進学することを条件としているところ等、いろいろあります。
- 江島委員 片浦小学校は城山中学校区にあるので、小学校から当然中学校に行くわけで、指定変更にならないのではないかと。指定変更にするから変な話になるのではないかと。
- 事務局 現行のルール上、片浦小学校を卒業した他地域から来た児童は居住地の中学に入学するのが原則になりますので、指定変更許可基準を設けない限りは、城山中学校へ進学することはありません。片浦小学校がある片浦地域が、城山中学校の通学区域に指定されているから、片浦小学校の児童は城山中学校に進学するのであって、片浦地域以外から片浦小学校に通うお子さんは、現行の制度では、地元の中学校に通うことになります。
- 宮原委員 片浦小学校の卒業生は全員城山中学校へ行こうとするのを制限する条項を設けたいわけではないのですか。
- 事務局 逆に、片浦地域のお子さんに何か事情があって、城山中学校以外の学校に進学するときは、すでにある1から9の指定変更許可基準に該当しないと変更することはできません。
- 江島委員 小規模特認校とって小学校に限って市全域としたのに、その進学先である城山中学校に行かないのはおかしいのではないかと。
- 事務局 通学区域はあくまで住所がどこにあるかで、どの学校に通うかが決まるルールになります。特認校を使って片浦小学校に通ったお子さんでも、片浦に引っ越せば別ですが、別の地域にいれば、この基準がない限りは、住所の通学区域にある中学校に進学することになります。



- 石川会長 逆の解釈をしていましたね。
- 堀委員 例えば、現在、指定変更許可基準を利用して、居住地とは違う小学校に通学しているお子さんが、中学に進学する場合はどのようになるのでしょうか。やはり、地元の中学校に行くのがルールでしょうか。もし、小学校と同じ友だちと一緒に学校に行きたいとなった場合は、中学校入学の際、再度指定変更許可の申請をすることになるのでしょうか。
- 事務局 小学校の時に指定変更をして、住所地とは別の小学校に通っていた場合ですが、中学校入学の際は、住所地の学校に行くのが原則です。ただし、いじめや不登校等で教育的配慮が必要な場合や、保護者が共働きなどの理由で通学が難しいといった場合等、指定変更許可基準にある事由がある場合については、保護者が申請すれば、変更することができます。
- 堀委員 手続きせずにストレートに行くことはできないのでしょうか。
- 事務局 指定変更許可基準にある事由がないと、学区の変更は認めていません。
- 宮原委員 中学校に入ってからあらためて教育委員会に両親共働きですとか、変更を言うのですか。
- 事務局 1月に就学校を指定をさせていただきますので、4月の入学式までに指定変更の申し出がなければ、地元の中学校に行きます。
- 堀委員 指定変更した小学校に通っている場合、今のクラスメートと一緒に中学校に行くことはあるのでしょうか。
- 事務局 指定を受けた学校で在籍している中で、例えばいじめとか問題があって地元の中学校への通学が難しいとされる場合は、例えば、今の新しい学校のクラスメートと一緒に生活すれば不登校が解消されると思われる場合等では、保護者が申請することにより、学区の指定変更を認めています。
- 栢沼委員 住所が片浦小学校区にある子は当然、城山中学校の通学区域だから、城山中学校にそのまま進学する。他地区に住所がありながら、片浦小学校に通った子は、基本的には住所のある中学校に通うけど、特認校として片浦小学校に1年以上在籍していれば、城山中学校への進学を認めるという理解でよろしいでしょうか。
- 事務局 そのようになります。
- 江島委員 大輪委員が心配されているような状況があり、今の基準でもあいまいな

るのに、なおのこと心配が出てきます。小規模特認校制度がどのような条文で載せるのか分かりませんが、指定変更許可ということについて、どのような条文でしたでしょうか。ただ単にこの基準だけで、やっているのでしょうか。

木村委員 小学校1年生から片浦小学校に入れば城山中学校に行ける、1年ではなく、6年在籍しないと城山中学校へは認めないとするのか。

江島委員 片浦小学校は全市が学区であるという問題に係ってくると思いますが、その時に中学校はどうするのか。ただ単に許可基準だけで良いものなのかどうか。

宮原委員 指定変更許可基準の現行の1から9の中で、例えば「教育的配慮」で、今の話を充たすことはできないのでしょうか。

堀委員 指定変更許可基準に「特認校卒業」を加えておいて、細則や内規みたいな形でスクリーニングをしてスタートさせて、不備があれば再度検討していくことがあっても良いのではないか。

また、この基準がないと城山中学校に行くことができないのであれば、片浦小学校入学の申請があった時点でのスクリーニングの基準がなければ、これまで出た課題はクリアできないと思います。

事務局 「特認校卒業」という項目を加えることで、悪意に誘いをかけるような表現に取られかねないですね。特認校制度を実施して、教育委員会としては、あえて指定変更許可基準にこの項目を加えたいと考え、審議内容にさせていただきました。ただ、原則としては地元の中学校に進学だけど、実態としては、というところに踏み込めていません。

廣井委員 いずれにしても、小規模特認校が今後展開していく可能性があれば、この指定変更許可基準（案）では、片浦小学校、城山中学校等、具体的な文言が多いのはおかしいと思います。「該当校」といった表現になると、城山中学校に進学というのがぼやけると思います。

事務局 ご指摘の指定変更許可基準の表記内容については、再度検討したいと思います。

事務局 先ほどお問い合わせがありました制度上の指定変更についての表現ですが、学校教育法施行細則で、第8条で「児童生徒等の就学すべき市立の小

学校又は中学校の指定の変更についての申立ては、就学すべき学校の指定変更申請書(様式第4号)をもってしなければならない」となっています。

宮原委員 確かにこれから特認校制度が増えていくとしたら、一般性のない表記になっていますね。

事務局 固有名詞を除いた形でという御意見がありましたので、修正したいと思います。

石川会長 ただ、教育委員会からの諮問は、「片浦小学校の通学区域のあり方について」ということですよ。将来、特認校制度を拡大していくようなことは出てくるかもしれませんが、当面は片浦小学校のみでという前提でやったほうが良いのではと思っています。

解釈の違い等がありまして、時間が大分経ってしまいましたが、採決はどうしますか。議事録等整理してもらって次回にやるか。

廣井委員 スケジュール的に間に合うのでしょうか。

事務局 指定変更許可基準の採否をお伺いしたいところですが、2つのケースに沿った形で答申案を作成した上で、ご審議いただきたいと思います。

石川会長 次回のほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

(次回にとの声多数)

石川会長 それでは、次回の冒頭に採決をしたいと思います。その間に意見を整理していただきたいと思います。

(2) その他

協議の上、次回日程を10月11日(火)16時からとした。

4 閉会